資　料　１

# 平成２９年度予算概算決定の概要

# 日本型直接支払

**【７６，９６０（７６，９６０）百万円】**

## 対策のポイント

**農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。**

＜背景／課題＞

- **農業・農村は、**国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の**多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受**しています。
- しかしながら、近年、**農村地域の高齢化、人口減少等により、**地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援**を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく**必要があります。

## 政策目標

**地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進**

＜主な内容＞

**１．多面的機能支払交付金　　４８，２５１（４８，２５１）百万円**

**（１）農地維持支払**

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化**等、**多面的機能を支える共同活動を支援**します。

補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

**（２）資源向上支払**

地域住民を含む組織が取り組む**水路、農道等の軽微な補修**や**植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援**します。

補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

**２．中山間地域等直接支払交付金　　２６，３００（２６，３００）百万円**

**中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正**するため、将来に向けて**農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

第４期対策（平成27年度～31年度）では、**新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化**します。

（補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

**３．環境保全型農業直接支払交付金　　２，４１０（２，４１０）百万円**

農業者の組織する団体等が実施する**化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援**します。

（補助率：定額（カバークロップ：8,000円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

（お問い合わせ先：
１の事業　農村振興局農地資源課　　（０３－６７４４－２４４７）
２の事業　農村振興局地域振興課　　（０３－３５０１－８３５９）
３の事業　生産局農業環境対策課　　（０３－６７４４－０４９９）

# 日本型直接支払の概要

## 【平成29年度予算概算決定額　７６，９６０（７６，９６０）百万円】

### 農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

○　農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

○　また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。

○　このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

### 制　度　の　全　体　像

#### 多面的機能支払　４８，２５１（４８，２５１）百万円

**農地維持支払**

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

**資源向上支払**

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動　　等

水路のひび割れ補修

植栽活動

#### 中山間地域等直接支払　２６，３００（２６，３００）百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援

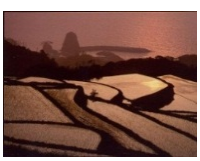
中山間地域
（山口県長門市）

#### 環境保全型農業直接支払　２，４１０（２，４１０）百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

カバークロップ

# 多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額　４８，２５１（４８，２５１）百万円】

**多面的機能支払交付金**
**４６，７５１（４６，７５１）百万円**

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

## ○　農地維持支払

【対象者】
農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

## ○　資源向上支払

【対象者】
農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・　地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
・　施設の長寿命化のための活動

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

ため池の外来種駆除

◎　単価表（単位：円/10a）

| | 都府県 | | | 北海道 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 ※１ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | ③資源向上支払 ※２，３ 〔施設の長寿命化のための活動〕 | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 ※１ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | ③資源向上支払 ※２，３ 〔施設の長寿命化のための活動〕 |
| 田 | 3,000※５ | 2,400 | 4,400 | 2,300※５ | 1,920 | 3,400 |
| 畑※４ | 2,000 | 1,440 | 2,000 | 1,000 | 480 | 600 |
| 草地 | 250 | 240 | 400 | 130 | 120 | 400 |

［農地・水保全管理支払を含め５年以上実施した地区は、②に75%単価を適用］

※１：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
※３：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用
※４：畑には樹園地を含む
※５：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

［平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能］

**【多面的機能支払推進交付金】　１，５００（１，５００）百万円**
都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額　２６，３００（２６，３００）百万円】

## 中山間地域等直接支払交付金
## ２５，８００（２６，０００）百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】地域振興８法等指定地域及び知事が定める特認地域

【対　象　者】集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

| 地目 | 区分 | 交付単価 円/10a |
|---|---|---|
| 田 | 急傾斜（1/20～） | 21,000 |
| | 緩傾斜（1/100～） | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜（15度～） | 11,500 |
| | 緩傾斜（8度～） | 3,500 |

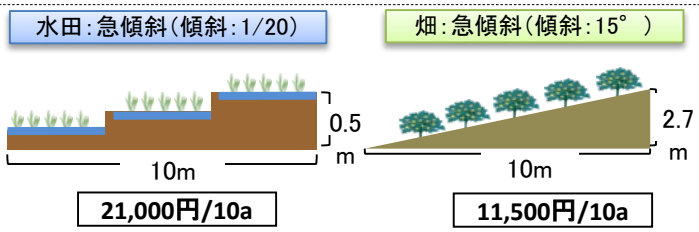


○　集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付

○　交付金の配分方法は集落内の話合いで決定

【集落協定に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）

② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎　高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

### 【集落連携・機能維持加算】

①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

［単価］

| 地目にかかわらず |
|---|
| 3,000円/10a |

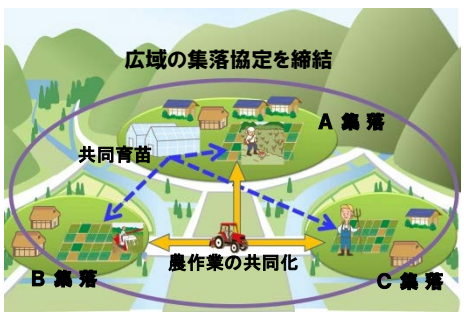


②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

［単価］

| 田 | 畑 |
|---|---|
| 4,500円/10a | 1,800円/10a |

### 【超急傾斜農地保全管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援

**※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和**

石積みのある超急傾斜地

［単価］

| 田・畑 |
|---|
| 6,000円/10a |

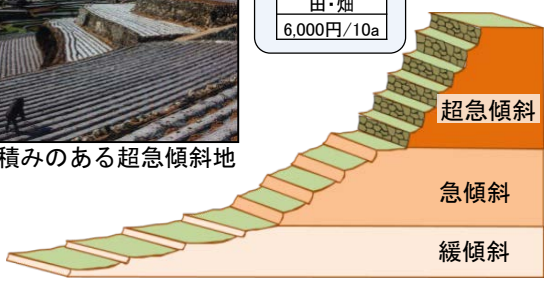


## 【中山間地域等直接支払推進交付金】　３００（３００）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

## 【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（新規）２００（　－　）百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業（新規）」に係る活動の推進を支援

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額　　２，４１０（２，４１０）百万円】

## 環境保全型農業直接支払交付金
## ２，３１０（２，３１０）百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【 対象者 】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【 支援対象活動 】

化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

### 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

**支援対象となる取組の例**

**カバークロップ**

**堆肥の施用**

５割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

**土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献**

### 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

**支援対象となる取組の例**

**有機農業**

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

**様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献**

○　上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【 交付単価 】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

| 対象取組 | 交付単価（※1）（国と地方の合計） |
|---|---|
| カバークロップ<br>（うち、ヒエを使用する場合） | 8,000円/10a<br>（7,000円/10a） |
| 堆肥の施用 | 4,400円/10a |
| 有機農業<br>（うち、そば等雑穀、飼料作物） | 8,000円/10a<br>（3,000円/10a） |

◆地域特認取組（※１）

交付単価：3,000～8,000円/10a

（取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。）

【地域特認取組の例】

・IPM（※２）を実践する取組

・冬期湛水管理（※３）　等

※２：総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※３：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※1 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

○　農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援　　１００（１００）百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援＜H29新設メニュー＞

・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型　９９（７９）百万円の内数

・新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）のうち環境保全型農業連動型　３５２（３１５）百万円の内数

# 中山間地農業ルネッサンス事業

（中山間地農業特別支援対策）

**【４０，０００（－）百万円】**

（優先枠等を設けて実施）

## 対策のポイント

**傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。**

＜背景／課題＞

- 食料生産の場として重要な役割を担う**中山間地は、傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況**に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- 一方、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして**収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域**です。
- このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず**意欲をもった前向きな農業者が活躍できる多様な経営**を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の**中山間地の特色を活かした経営の展開**を通じて、**中山間地農業を元気にしていく必要**があります。

## 政策目標

**地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承を図りつつ、地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進**

＜主な内容＞

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

**１．中山間地農業ルネッサンス推進事業　　２００（－）百万円**

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県等）

## ２．多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

**優先枠　２１，３００（ー）百万円**

中山間地における農地の集積や高収益作物の導入など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者を支援します。併せて、加工・販売等による就業機会の確保を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

**【支援事業】**

**（優先枠設定等）**

**（１）強い農業づくり交付金**
**（２）農業農村整備関係事業**
**（３）農業経営力向上支援事業**
**（４）６次産業化ネットワーク活動整備交付金**
**（５）農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く）**

**【連携事業（中山間地限定事業）】**

**（６）農山漁村振興交付金（山村活性化対策）**

※（１）、（２）、（４）については、制度の拡充等もしています。

（補助率：定額、１／２等
事業実施主体：地方公共団体等）

## ３．地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

**優先枠　１８，５００（ー）百万円**

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

**【支援事業】**

**（優先枠設定等）**

**（１）多面的機能支払交付金**
**（２）環境保全型農業直接支払交付金**
**（３）鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業**
**（４）荒廃農地等利活用促進交付金**
**（５）国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進**

**【連携事業（中山間地限定事業）】**

**（６）中山間地域等直接支払交付金**

※（１）、（２）、（４）、（５）、（６）については、制度の拡充等もしています。

（補助率：定額、１／２等
事業実施主体：農業者団体等）

（お問い合わせ先：
１、２（６）、３（４）、（６）の事業　農村振興局地域振興課（０３－３５０２－６２８６）
２（２）、（５）の事業　地域整備課（０３－３５０２－６０９８）
都市農村交流課（０３－３５０２－５９４６）
３（３）の事業　農村環境課鳥獣対策室（０３－３５９１－４９５８）
３（１）の事業　農地資源課多面的機能支払推進室（０３－６７４４－２１９７）
２（４）の事業　食料産業局産業連携課（０３－６７３８－６４７４）
２（１）の事業　生産局総務課生産推進室（０３－３５０２－５９４５）
３（２）の事業　生産局農業環境対策課（０３－６７４４－０４９９）
３（５）の事業　生産局飼料課（０３－３５０２－５９９３）
２（３）の事業　経営局経営政策課（０３－６７４４－０５７６）
）

# 中山間地農業ルネッサンス事業　400億円（優先枠等を設けて実施）

－ 中山間地農業特別支援対策－

傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

（中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で地域別農業振興計画を作成。この計画に基づき、各種支援事業を計画的かつ総合的に実施。また、新たに創設する中山間地農業ルネッサンス推進事業（2億円）により、都道府県等の推進活動を支援。）

## 「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

優先枠２１３億円、制度拡充等

### 地域の特色を活かした農業の展開

- ○ 農地や農業施設など生産条件の改善
- ○ 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- ○ 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- ○ 6次産業化・ブランド化、地産地消の取組
- ○ きめ細かな営農指導
- ○ 最先端技術の導入

### 都市農村交流や農村への移住・定住

- ○ インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- ○ 教育・福祉等と連携した交流の取組
- ○ 移住・定住、二拠点居住の推進
- ○ 生活環境の改善

国の支援事業
- ・強い農業づくり交付金
- ・農業農村整備関係事業
- ・農業経営力向上支援事業
- ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く）

※ 連携事業　農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

## 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠１８５億円、制度拡充等

○ 地域を牽引するリーダーの確保・育成　○ 多面的機能発揮を図る地域の共同活動　○ 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
○ 放牧の取組　○ 耕作放棄地の解消　○ 農業と林業との多様な連携　等

国の支援事業
- ・多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業（侵入防止柵、処理加工施設等）
- ・荒廃農地等利活用促進交付金
- ・国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

※連携事業　中山間地域等直接支払交付金

※　関連対策として「戦略的プロジェクト研究推進事業」においても、中山間地に関するテーマの公募・審査時にポイント加算。

# 中山間地農業ルネッサンス事業に係る新規事業の創設、制度拡充等について

## 新規事業

**○中山間地農業ルネッサンス推進事業**

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

**○荒廃農地等利活用促進交付金**

荒廃農地の再生利用に加えて、荒廃農地の発生防止の取組を実施します。また、過疎地域等の条件不利地域で補助率を55%にします。

## 運用改善

**○多面的機能支払交付金**

資源向上支払（長寿命化）とそれ以外とで区分されている経理を１本化することができるようにし、事務負担の軽減を図ります。

**○中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**

・超急傾斜加算を受けるための「販売促進活動」について、市町村等との役割分担を可能とすることで集落活動の負担を軽減します。
・個別協定に基づき、農業生産活動等を行う対象者に、認定新規就農者を追加します。

**○環境保全型農業直接支払交付金**

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除します。

## 制度拡充

**○強い農業づくり交付金（*）**

優先枠の予算の範囲内で、上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が中山間地での産地競争力の強化に必要と認める場合は、面積要件を撤廃可能とします。

**○農業競争力強化基盤整備事業**

条件の厳しい傾斜地を対象に農地整備事業（中山間傾斜農地型）を創設し、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件を変更（50%→30%）するとともに、高収益作物を導入する担い手を育成するための支援事業を追加します。

**○農山漁村地域整備交付金**

過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策について、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。

**○中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**

特に条件が厳しい超急傾斜地において、農業生産活動等を継続していれば（基礎単価）、超急傾斜加算を受けられるように要件を緩和します。

**○国産粗飼料増産対策（地域づくり放牧推進）（*）**

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を１／２に緩和（30a→15a）します。

## 補助率見直し

**○６次産業化ネットワーク活動整備交付金（*）**

中山間地での農業について、６次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して補助率を３/10から１／２にします。

注：(*)の付いた事業の制度拡充及び補助率見直しは、地域別農業振興計画に基づく場合にのみ適用。

※上記の他、中山間地の就業人口や農業生産額等を分析し、対応策の検討を行う調査を新たに実施します。